

業務用冷凍空調機器

第一種冷媒フロン類取扱技術者講習

(旧フルオロカーボン漏えい点検資格者講習会)

募集要綱

(受講者用)



一般社団法人

日本冷凍空調設備工業連合会

◇第一種冷媒フロン類取扱技術者とは◇

(一社)日本冷凍空調設備工業連合会(以下日設連と略)では、不活性フルオロカーボン(フロン)を冷媒とする業務用冷凍空調機器の使用時漏えいを削減するため、(一社)日本冷凍空調工業会制定「冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい防止ガイドライン(JRA GL-14)」を基に「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検資格者規程」(現「冷媒フロン類取扱技術者規程」)及び「業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン(JRC GL-01)」を制定しました。(制定日:平成22年10月1日)

冷媒フロン類取扱技術者制度は上記ガイドライン(JRC GL-01)に従い、使用中の機器の漏えい点検を行い、早期に「漏えい」を発見・処置することで、冷凍空調業界の使命として、フロンの漏えいを最小限に抑え、地球温暖化防止への寄与を業界上げて取り組むものです。

また、当該制度は、使用中の業務用冷凍空調機器の漏えいを点検するための資格であり、当該機器所有者の事前打ち合わせから、実際の漏えい点検作業、点検結果の記録、報告までを適切かつ確実に実施する者を日設連が認定するものです。

さらに、フロン排出抑制法の成立(平成25年6月)に伴い、講習内容も今までの「漏えい点検資格者」に「予防保全」を加え、さらに、業務の範囲を「点検」の他に、冷媒フロン類の「回収」や「充填」に広げ、フロン排出抑制法が要求する「知見」が備わった技術者として認定するものです。

フロン排出抑制法では、機器のフロン漏えい点検(定期点検)や機器へのフロンの「充填」を行うには「十分な知見を有する者」が自ら行うか立ち会うこととしており、その「十分な知見を有する者」として、同法の「運用の手引き」には「第一種冷媒フロン類取扱技術者」が示されています。

よって、「第一種冷媒フロン類取扱技術者」には、機器ユーザーやフロン排出抑制法などの社会的な要請から、フロンの漏えい防止を確実に行うための機器の「定期点検」やフロンの「充填」を行う者として、今までよりも高度な技術的知見を有することが求められています。

そのため、一定の技術を持っている有資格者を対象に、さらなる講習・修了考査を実施し、合格することが必要となります。

1. 開催要領

- (1) 受講資格 業務用冷凍空調機器の保守サービスの実務経験（3年以上）を有し、かつ、下記資格の一つ以上を保有していること（業務用冷凍空調機器 冷媒フロン類取扱技術者制度規程第13条、同実施細則）

⑤ウに該当する者は、保守サービスの実務経験は不要とする。

- ①高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）一種・二種・三種
- ②冷凍空気調和機器施工技能士 一級・二級
- ③冷凍空調技士 一種・二種
- ④冷凍空調工事保安管理者 A区分・B区分・C区分
- ⑤その他上記資格者と同等以上の知見を有する者と認められた者
 - ア. 高圧ガス保安協会認定の冷凍装置検査員（旧）
 - イ. 冷凍空調工事保安管理者に係る保安確認講習修了者
 - ウ. 高圧ガス製造保安責任者（甲種化学又は機械、乙種化学又は機械、丙種化学）でかつ業務用冷凍空調機器の製造・品質管理業務に5年以上従事した者
 - エ. 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械一種・二種・三種）試験合格者
 - オ. 冷凍空調技士（一種・二種）試験合格者

(2) 講義内容

内 容	講義時間(分)
オリエンテーション（あいさつ）	5
第1章 冷媒フロン類の地球環境問題	30
第2章 冷凍空調機器に関わる関係法令と安全衛生	40
第3章 冷凍空調機器の冷媒漏えい防止ガイドライン（JRA GL-14）	20
第4章 業務用冷凍空調機器 冷媒フロン類取扱技術者制度規程	10
第5章 業務用冷凍空調機器 フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン（JRC GL-01）	125
修了考査の説明	10
修了考査※	60

※) 修了考査は、四者択一の25問。テキスト・教材類の参照禁止。

2. 申込み要領

(1) 提出書類

1) 受講願書（様式2）

- ① 顔写真1葉（縦3cm×横2.4cm、カラー）を貼付
（写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい）

2) 業務用冷凍空調機器・設備の保守サービス等の実務経歴書（様式1）

3) 受講票（様式4）

- ① 顔写真2葉（縦3cm×横2.4cm、カラー）を貼付
（写真の裏面には必ず氏名をご記入下さい）

※「顔写真」は、受講願書（様式2）と受講票（様式4）で、合計3葉必要になります。

（合格後は、技術者証の顔写真となりますので、出願前3ヶ月以内に撮影したカラー写真（上半身・正面・肩から上・無帽・無背景・枠なし）で鮮明なものをご用意下さい。）

4) 添付書類（縮小等により①～③の書類を別のA4用紙に貼付してください）

- ① 受講料（25,700円（税込み））の振込み控え（写）
- ② 身分を証明する以下のいずれかの書類等

（A4の用紙に、氏名・生年月日・現住所が確認できる部分も合わせてコピーして下さい）

- ① 住民票 ② 運転免許証の写し ③ 健康保険証の写し

巻末の「チェックリスト」でご確認のうえ、提出して下さい。

③ 受講資格を証明する資格者証等の写し

(2) 申込方法

角2封筒(A4用)に上記の提出書類を折らずに入れ、必ず配達記録が残る方法(書留や特定記録等)で郵送して下さい。(封筒の前面に、「第一種冷媒フロン類取扱技術者講習申込書在中」と明記して下さい。)

提出先： 〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町4-8-106
一般社団法人 埼玉県冷凍空調工業会

(3) 受講料

25,700円(税込み)

*教材費を含みます。

*振込手数料は振込人のご負担です。

*受講料は原則返還しません。ただし、業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者規程運営要領第8条第3項に該当する場合は、同運営要領第9条の規定に従い受講料を返還します。

(4) 受講料振込先

武蔵野銀行 浦和支店 普通口座No.1065771 口座名義：(社)埼玉県冷凍空調工業会

(5) 受講票の送付について

- ① 受講申込みをされた方には、受講資格及び提出書類により受講審査を行い、受講資格があると認められた者には、受講料の入金確認後、「受講票」を送付します。(原則、受講日の10日前までに送付します)

受講が認められなかった者には、その旨の通知と申込関係書類、審査手数料2,100円(税込み)と返還に係る費用を差し引いた受講料を返却します。

- ② 受講票と一緒に、講習で使用する「テキスト」を送付します。原則、会社宛に送付します

(6) 願書等送付先・問い合わせ先

〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町4-8-106
一般社団法人 埼玉県冷凍空調工業会 電話 048-883-7075
Fax 048-883-7062

3. 修了考査の実施

(1) 修了考査

講習の最後に修了考査を実施します。

試験は、四者択一式の25問です。

試験の際は、テキスト類の参照はできません。

(2) 合否発表

合否の発表については、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会のホームページ(www.jarac.or.jp)に、開催場所毎に受講者番号を一定期間公表します。合格者には、「第一種冷媒フロン類取扱技術者講習」修了考査試験結果通知書(様式7)及び第一種冷媒フロン類取扱技術者証(様式3)を送付します。不合格者には、実務経歴書(様式1)・再受講願書(様式5)・再受講票(様式6)・修了考査試験結果通知書(様式7)を送付します。

合格者は、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会のホームページ(技術者名簿)に公表されます。公表内容は、技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地の都道府県名、有効期限です。

(3) 技術者証の交付

合格者には「第一種冷媒フロン類取扱技術者証」(様式3)を交付します。

(4) 不合格者への特例措置

講習を受講したが、修了審査に不合格になった者に対し、最初に不合格後1年以内に1回まで受講免除し、修了試験のみ受けられます。(費用は12,300円(税込み)(受講可))

(5) 合格者のデータベース化

修了審査合格者は、第一種冷媒フロン類取扱技術者として、日設連のホームページに公表します。公表内容は、修了年月日、修了証番号、氏名、会社名、会社所在地の都道府県名、有効期限です。

4. 第一種冷媒フロン類取扱技術者証の更新

(1) 有効期限

第一種冷媒フロン類取扱技術者証の有効期限は、5年間です。
更新をしなければ、有効期限後は、技術者証は無効となります。

(2) 更新

有効期限を延長する場合は、更新手続きをする必要があります。

5. 個人情報保護について

(1) 法令等の遵守

(一社)日本冷凍空調設備工業連合会は、第一種冷媒フロン類取扱技術者の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する法令等を遵守します。

(2) 利用目的

利用目的は以下のとおりです。

- 1) 第一種冷媒フロン類取扱技術者講習申込の受講審査及び個人認証のため
- 2) 第一種冷媒フロン類取扱技術者に対し、冷凍空調工事等に関連した情報提供のため
- 3) 第一種冷媒フロン類取扱技術者の技術証等の再発行、更新講習のため
- 4) 第一種冷媒フロン類取扱技術者制度の推進のために実施する、各種アンケート調査等のため
- 5) 技術者制度のデータベースのため
- 6) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計資料等を作成するため

(3) 適正な個人情報の取得

個人情報を、偽りその他不正の手段で取得することはありません。

(4) 第三者への提供

次の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

- 1) 第一種冷媒フロン類取扱技術者よりあらかじめ同意を得ている会社に提供する場合。
- 2) 法令に基づく場合。
- 3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、第一種冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることが困難であるとき。
- 4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、第一種冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることが困難であるとき。
- 5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、第一種冷媒フロン類取扱技術者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 安全管理

- 1) 個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 2) 個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の安全管理が図られるように指導、適切な措置を講じます。
- 3) 個人情報の取扱い全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 4) 個人情報の取扱いの苦情については、適切かつ迅速な対応をいたします。

6. 業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者規程運営要領（抜粋）

（講習の申込み）

第6条 講習の申し込みに当たり、申込者は、規程第14条に規定する書類及び身分を証明する書面等を添付し、提出するものとする。

（受講審査等）

第7条 前条により受講の申込みのあった者に対し、次に掲げる基準に適合する者の受講を認める。

- （1）受講の申込者が規程第13条第1項の規定に該当する者であること。
- （2）前条に規定する必要な書類の提出及び適切に記載されていること。
- （3）第8条に規定する受講料が払い込まれていること。

2 前項の審査は、願書及び添付書類により行う。

3 願書又は添付書類に不備を認めるときは補正を求め、補正できないとき又は受講の資格を有すると認められないときは、理由を付して、願書その他の書類と受講料を返還する。

4 第1項の規定により受講が認められ、かつ受講料の納入が確認されたときは、受講者に対し試験会場、集合場所及び受験番号を記載した受講票を交付する。

5 受講票を交付すると同時に、原則、講習で使用するテキストを送付する。

6 受講者は、受講票を携行し、テキストを持参しなければならない。

（受講料）

第8条 受講料の額は25,700円（税込み）とする。

2 受講料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。

3 既納の受講料は、原則として次に掲げる場合を除き、返還しないものとする。

- （1）前条の審査の結果、受講資格を満たさないと認められたとき
 - （2）日設連又は共催者の責に帰すべき事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - （3）受講者の責によらない事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - （4）受講申込み後、講習の実施日の3日前までに受講の取り消しの申し出があったとき
- ただし、返還する場合は、受講料から所要の手数料を差し引いた額とする。

（受講料の返還）

第9条 前条第3項に規定する受講料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

（1）前条第3項（1）の場合は、審査手数料2,100円（税込み）と返還に係る費用

（2）前条第3項（2）の場合は、0円

（3）前条第3項（3）及び（4）の場合は、受講票交付以前においては、（1）の金額。受講票交付後においては、5,100円（税込み）と返還に係る費用

（受講票の携行）

第10条 講習を受講する者は、講習当日、必ず受講票を携行しなければならない。忘れた場合は、受講できない場合がある。

2 再受講する者は、前項の規定を準用する。

（再受講手続き）

第12条 規程第22条の規定により再受講する者は、実務経歴書（様式1）・再受講願書（様式5）・再受講票（様式6）に第20条に規定する修了考査試験結果通知書（様式7）の写し及び身分を証明する書面等を添付し、提出するものとする。

2 前項の書類に不備がなく、かつ再受講料の納入が確認されたときは、再受講者に対し試験会場、集合場所及び受講番号を記載した再受講票を交付する。

3 再受講者は、再受講票を携行しなければならない。

（再受講料）

第13条 再受講料の額は12,300円（税込み）とする。

2 再受講料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。

3 既納の再受講料は、原則として次に掲げる場合を除き、返還しないものとする。

- （1）日設連又は共催者の責に帰すべき事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - （2）受講者の責によらない事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - （3）受講申込み後、講習の実施日の3日前までに受講の取り消しの申し出があったとき
- ただし、返還する場合は、再受講料から所要の手数料を差し引いた額とする。

（再受講料の返還）

第14条 前条第3項に規定する再受講料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

（1）前条第3項（1）の場合は、0円

（2）前条第3項（2）及び（3）の場合は、再受講票交付以前においては、返還に係る費用。再受講票交付後においては、3,100円（税込み）と返還に係る費用。

（可否の通知）

第20条 可否の判定結果は、修了考査試験結果通知書（様式7）により本人に通知する。

（不正手段による受講者に対する措置）

第21条 会長は、不正手段によって講習を受けようとし、又は受けた者に対しては、その受講を停止し、若しくは合格の決定を取り消すものとする。

(第一種冷媒フロン類取扱技術者証の交付及び再交付)

第22条 規程第23条の規定により、第一種冷媒フロン類取扱技術者証(以下「技術者証」という)を交付する。

2 技術者証に次の各号が生じた場合には、申請者の申請により技術者証の再交付をすることができる。

(1) 氏名を変更したとき

(2) 技術者証を亡失や汚損、破損したとき

3 第一種冷媒フロン類取扱技術者は、技術者証を前項の理由により再交付を申請する場合は、その理由を記載した技術者証再交付申請書を会長に提出し、技術者証の再交付を受けるものとする。

4 技術者証の再交付申請料は、5,100円(税込み)とする。

(内容の変更)

第23条 技術者証及び提出した願書の記載内容に変更がある場合は、速やかに「登録内容変更申請書」(様式9)により日設連事務局まで届出するものとする。

第24条 技術者証の有効期限は、交付した日から5年間とする。ただし、技術者証の初回交付の有効期限は、技術者証交付の日から5年経過後の6月30日(技術者証交付の日が1月1日から6月30日の場合)または12月31日(技術者証交付の日が7月1日から12月31日の場合)までとする。この有効期限は、技術者証の表面に記載するものとする。

2 第一種冷媒フロン類取扱技術者は、規程第25条に規定する更新講習を受講し、技術者証の有効期限を5年間延長することができる。

申込みから合否発表までの流れ

「願書等の申込書」の入手

入手先：(社) 埼玉県冷凍空調工業会 ホームページ
<http://www.saireiko.or.jp>

- ・願書等の作成
- ・添付書類の準備
- ・受講料の振込

受講料：25,700円(税込み)
(振込手数料は、受講申請者の負担)

受講票等の送付
(配達記録が残る方法で送付)

- ・定員になり次第締切ります。

受講要件書類審査

書類に不備がある場合は、受講できない場合があります。
また、受講要件に満たない場合は、受講できません。

受講票、テキストの送付

講習開催日の10日前頃に送付予定
講習に関する注意事項を同封

講習(1日間)

講習： 9:30～15:30
試験： 15:30～16:30

試験(講習終了後)

- ・試験結果の通知
- ・技術者証の送付

講習終了後、約3ヵ月以内に通知予定

- ・合格者には、試験結果通知と同時に技術者証を送付します。
- ・不合格者には、試験結果通知と再受講願書等を同時に送付します。
(講習の免除措置で再受講することができます。再受講料 12,300円(税込み))

(注)技術者証の有効期間は、5年間です。更新講習を受講後、更新できます。

